

## 米企業改革法の概要

(平成 14 年 7 月成立)

### 1. 監査法人の独立性確保

- (1) 監査証明義務とコンサルティング業務の同時提供の原則禁止
- (2) 主任会計士や担当レビュー・パートナーが同一の監査を 5 年以上行うことを禁止 (インターバル 5 年)  
※ その他の会計士は 7 年・2 年
- (3) 監査法人内で監査を担当した者が担当企業の経営陣に加わった場合、当該企業の監査を 1 年間禁止

### 2. 監査法人の監視体制強化

- (1) 監査法人の監視体制強化のための機関の設置  
(PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board)
- (2) 公開会社の監査を行う監査法人の PCAOB への登録
- (3) PCAOB による監査基準・倫理基準の策定
- (4) PCAOB による登録監査法人に対する検査  
100 以上の発行体の監査報告書を作成する監査法人に対しては毎年、それ以外は少なくとも 3 年に 1 度
- (5) PCAOB による登録監査法人に対する懲戒  
登録監査法人が PCAOB の規則等に違反するときは、登録の一時停止・抹消、他の監査法人への就業禁止、業務停止、譴責、専門職業教育・訓練の要求、民事制裁金、PCAOB の規則にて定めるその他の適正な処分を行うことができる。民事制裁金は会計科目を履修する学生のための奨学金プログラムに充てられる。

- (6) 外国監査法人  
内国監査法人と同様この法律が適用される。
- (7) SEC による事後チェック  
3年に1回、公開会社の年次報告書をレビュー
- (8) 内部告発者保護  
情報の提供等を理由とした従業員の解雇又は差別的取り扱いの禁止

### 3. 企業責任の強化

- (1) 公開会社の監査委員会の強化  
「独立取締役」のみで構成される監査委員会が会計監査人の選任、報酬を決定
- (2) 公開会社の監査委員会における財務専門家の配置  
年次報告書において、監査委員会に最低1人の財務専門家が存在するか、存在しない場合はその理由を開示
- (3) 年次報告書の適正性等に関する経営者の宣誓の義務付け
- (4) 財務報告に係る内部統制の経営者による有効性評価と公認会計士による監査の義務付け
- (5) 経営陣に対する罰則の強化  
個人 100 万ドル以下の罰金、10 年以下の禁固(改正前)  
⇒ 500 万ドル以下の罰金、20 年以下の禁固(改正後)  
法人 250 万ドル以下の罰金(改正前)  
⇒ 2500 万ドル以下の罰金(改正後)
- (6) CEO 及び CFO によるボーナスの返還  
財務報告に関する規制の重大な違反のために財務諸表の修正を必要とされた場合、CEO 及び CFO はボーナス及び株式の売却益(修正の対象となった財務諸表の提出の後 12 ヶ月以内に受け取ったものに限る。)を返還しなければならない。